Weekly Report, Gujyo nagaragawa Rotary Club

2018. 7~2019. 6 D 2 6 3 0



郡上長良川ロータリークラブ

パリー・ラシンR I 会長

会長テーマ

繋ごう未来へ (心に残る 40 周年記念式典をみんなの力で)

副会長:山下誠 幹事: 畑中知昭 会長:美谷添里恵子

> 第1939回 平成31年 2月 13日(水)

スポーツ例会・ガバナー補佐訪問

2018-19 年度 本日のお客様 ガバナー補佐

ヨガ講師

幹事報告

畑中知昭幹事

美谷添里恵子会長

可児昌則様 樋口智子様

*ガバナー事務所より 訃報のお知らせ 竹腰兼壽パストガバナー様 2月11日永眠

*地区事務所より 全国ローターアクト研修会

の案内

第1938回例会

会長挨拶

2018-19 年度 美谷添里恵子会長

皆さん今晩は。本日は十六銀行白鳥支店の支店長の宮川様にお越しいただいております。後程卓話をいただ きますので、よろしくお願い致します。

本日の話は、「昨日は命日だったなぁ」と藤代さんから声をかけていただきました。昨日の2月5日は主人 の11回目の命日でした。メンバーの中には主人の事を知って下さる方が半分以上見えますので、今日は思 い出話を聞いていただきたいと思います。

話題は、色々ありますが、主人の一番の趣味であった海外旅行の話と、怪我と病気と闘った話をしたいと 思います。主人は本当に色々な事を知っており、今はスマホで何でも調べられますが、「生きたスマホみたい」 と思うくらい何でも知っておりました。分からないことは何でも言えば全部教えてくれる便利な人でした。 何故そんな知識があったのかと思いますと、とにかく文字が好き、活字が好きでした。暇さえあれば新聞 雑 誌 本、広告など興味のあることは、集中して読んでおりました。新聞は朝日・日経・中日・岐阜新聞とお まけに夕刊まで取っておりました。白鳥では夕刊を取る家が少なかったらしくしばらくしてから、取次店か ら配達を断られました。それくらい読むことが好きでしたし、図書館には毎週通って10冊借りてきており ました。旅行書から書籍から何でも借りて読むのが好きで、本や雑誌を読んでいる時に声を掛けても返事を しないくらい集中しておりました。結果、知識が豊富で、なんでも幅広く知っておりました。ある時飛行機 が頭の上を飛んだので、「あの飛行機はどこへ行くんだろう」と言ったら「あの飛行機は名古屋を何時に出発 してどこへ着く飛行機だ」と言っていました。乗り物では特に飛行機が大好きで、セントレアの飛行機の時 刻表を頭に入れているくらいでした。そんなせいもあり平成7年から平成 20 年まで、二人であちこちの国へ 旅行に行きました。その頃はまだインターネットもスマホもナビもない時代でしたが、自分で調べて FA Xでホテルを予約して、町にある案内所で予約を入れたりとかしておりました。俗にいう個人旅行が好きで した。一番多い時は、お盆休みにヨーロッパへ行き、その年のお正月はアメリカに行くという1年に2回出 かけることもありました。

すべて自分で計画し、手配しいよいよ目的地へ飛行機で飛び立ったときに、「次はどこへ行こう」と考える のが一番楽しいみたいで、いつも生き生きしていました。

幸い両親が健在でしたので、娘を置いて二人で出かけることが多く、今でも「私はいつもおいて行かれた。」 と言われております。あんなに頻繁に出掛けたのは、人生60年という短い時間を謳歌したかったのかなと思 います。一つ心残りだったと言っていたのは、「マイレージが貯まって世界一周のチケットが手に入ったの に・・・」と世界一周これから行こうという時に病気で諦めなければならなかったことです。

海外への旅の始まりは、ヨーロッパ方面、まずドイツへ2回行きました。ハノーバーで林業機械展をやっ ておりましたので、ぜひ行ってみたいと出かけました。現地ではレンタカーを借りて、地図を片手に、アウ トバーンを走ってみました。言葉も通じない所をレンタカーであちこち巡りました。ドイツのお城を訪ねた り、ライン下りをしたり、スイスのアルプスを越えたり、オランダのチューリップ公園や水車を観たりとそ の光景は今だに脳裏に焼き付いております。それから2度ほどアメリカ旅行へ行きました。フロリダのオー ランドのテーマパークのディズニーランド、ユニバーサルスタジオ、アニマルキングダムなど。またすぐ近

くの宇宙ステーションのNASAも行き、宇宙飛行船にも乗ってみました。メキシコ湾のマイアミの近くに 超高級別荘地があり、海からクルーザーで出かける人たちを船から眺めました。またメキシコのピラミッド のチチェンイツァに今は上まで登れませんが、当時は上まで登れましたので、一番上まで登りました。時々 TVなどで流れていると懐かしく思い出します。

平成15年に大きな交通事故に遭い、大腿骨骨折で骨が砕けてしまうほどの大きな怪我をしました。「もう 歩けないかもしれない。」と言われましたが、根っからの頑張りで懸命にリハビリをして、びっこを引きなが ら歩けるようになりました。そうするとまた旅行に行きたくなりましたが、さすがに遠方は無理なので、行 き先が東南アジアへとシフトしました。手始めに、近場の香港やタイ、バリ、シンガポール、プーケット、 マレーシア等毎年出かけました。 特にバリ島は気に入っていて通算 4 回行きました。 平成 18 年に胃ガンを患 い、20年に余命宣告されましたが、亡くなる半年前の夏にどうしても行きたいと言って、バリとインドネシ アに最後の旅行に出掛けました。現地ではほとんどホテルのベッドで過ごしましたが、最終日にはボロブド ゥールの遺跡に行きたいと言って、遺跡巡りをしました。絶対無理と思っていましたが、すごい精神力と生 命力で長い距離を歩いて回りました。私はただ付いて歩くだけでした。結婚生活 32 年、数々の病気と怪我で 8回の入院、5回の手術を乗り越えて、「こんな人は長生きするよ。」と言われながらも平成21年2月ご5 日、60歳で永眠致しました。どんな状態でも諦めることなく前向きで、亡くなる直前まで仕事の段取りを しておりました。「激しい運命と試練と戦いながら見事に散った。」主人と過ごせたことは平凡な私にとって 本当に幸せな事だと心から感謝し、昨日の命日を迎えました。

亡くなった人は忘れ去られることが一番の悲しみだそうです。思い出して偲んであげるのが何よりの供養 だと言われております。どうぞ皆さん、清和さんの事を時々は思い出して下さい。本日はお付き合いありが とうございました。

外来卓話~事業承継について~

十六銀行白鳥支店 支店長宮川賢司様

本日はお招きいただきありがとうございます。

今日は4部構成で話したいと思います。1番は自己紹介、2番は事業承継の現状 と問題点、3番は特例事業承継税制とは何か、4番はその活用法問題点で話した

先ず私は46歳です。家は可児市で単身赴任できています。阪神大震災の時は大 学生でしたが、怪我もなく、生きて戻って参りました。人の役に立つ仕事をした いと思って仕事をしております。

事業承継はどのような状態かというと、多くの中小企業の後継者がなく、経営

者の年齢が 65 歳くらいになってきています。いずれ 70 歳になるのではと言われています。平均引退年 齢は約 70 歳です。そうなりますと、後継者の確保はどうだというと、経営者の御子息が事業承継する 割合は 20 年前の約半分、且つ後継者がすでに決定している企業は日本全体の 43%という状況にありま す。非常に厳しい経営環境に置かれて追います。よくお聞きしますと、お子様が東京の方へ就職して帰 ってこない、代表者の方が厳しい世界なので、息子には継がせたくないという思いから事業承継を渋っ ているというケースもあるとお聞きしております。こうした中で、政府としまして、事業継承をうまく 進めていくにはどうしたらいいかという事で、特例事業継承というものが出されました。簡単に概要を 説明致します。事業承継税制自体は平成 20 年に特例が出来ておりまして、既にスタートしております。 -般措置が該当するんですが、実際のところ、非常に使いにくいという事でほとんど利用されておりま せん。政府と致しましては、もっと事業承継をスムーズにやって頂きたいということから、平成30年4 月から特例の措置が取られました。「事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の 認定を受けている非上場会社の株式等を贈与または相続等により取得した場合において、その非上場株 式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、 納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。」簡単に言いますと、皆様がお持 ちになっている自社株を、通常ですとお亡くなりになった場合に相続で次世代に渡していくというのが パターンですが、そうではなくて、生前贈与で後継者の方に税金を猶予して、先に渡すことができます。 それにつきましては社長様退任とセットで次世代の方へ早期に渡すことができます。お亡くなりになる 前に株を渡す時は贈与になります。贈与税が免除ではなく猶予になります。いつまで猶予になるかとい うと社長が万が一があった時、その時までは猶予になります。そうしますと、贈与税の猶予が今度はお 亡くなりになりますので、相続税の猶予に変わります。そうしますと次世代の方が相続税から自社株分 が猶予されて、次の方がケアされます。いつまで続くかというと孫へいくとき、その時は相続が事業を 続けていられていれば、そのまま猶予が継続していきますので、お子様、お孫様、ひ孫様、贈与と相続 がぐるぐる続く限り税金が棚上げされて猶予されていきます。これが大きな枠組みであります、その要 件としまして、特例措置と云う事で要件があります。まず事前計画策定と云う事で、5年以内 2023年3 月末までに都道府県に対して特例承継計画を出す。 適用期限は 10 年以内ですので、2027 年 12 月末まで に実行する。対象株式はお持ちの全株式が対象になりまして、猶予割合は 100%です。従来の一般措置 は3分の2で相続は80%ですので、3分の2の80%は台タオ50数%しか猶予できなかったものが、今

回お持ちになっている全株式 100%税金が猶予されますので、その分だけ相続税の負担が一次的に少な くなるというものになります。続きまして、承継パターンは複数の株主から最大3人の後継者と云う事 で、3 人までOKですが、代表者の方だけというルールがありますので、代表者を3人作るのかという 話になります。基本定期には一人の方がよろしいかと思います。雇用要件ですとか、精算課税の適用が 書かれています。大まかに言いますと、ご自身の御親族に対してどんどん下へ下へと下していく時に、 贈与と相続を猶予してどんどんつなげていける形になります。そうなりますと皆さん全員すればいいか という話になりますが、やるやらないと云うのはどこで決めるかというと、全員やっていただいても構 わないのですが、会えてやらなくてもいい人がやってはまるケースもあります。順番に説明して行きま すと、事業承継と言われるのは、大まかに分けると4つに分かれます。まず親族内で承継、お子様、い なければ甥姪と身内でどんどん下へつなげていきます。二つ目は親族外承継、適当な身内がいなければ 例えば従業員の方、株主は変わらずに経営だけ任せる。例えばメーカーさんであれば受注先の親許の所 から出していただいて経営していただく。もしくは外部からプロの経営者を呼んだり、銀行から出向を 要請して人を呼んだりとかあります。いらっしゃらない場合は会社を売りましょうということで、M& Aで売却。それも売れないとなると最終的には廃業せざるを得ない。親族内承継、親族外承継、M&A か、廃業この四つになると思います。その中で今回使うのは親族内承継です。親族内承継をされる方で、 これはどういう方が使うのがいいかというと、自社株の評価をされて、自社株評価が高い、且つその方 の相続税の総額を計算いただいて、相続税を支払らわなければならない方、相続税が掛らない方、遺産 が多くない、自社株が高くないとか、その他の資産が少ない、基礎工事の範囲内に収まってしまう方は 別にこの制度を使わずに、税金が掛らないですから、お亡くなりになったらそのタイミングで普通に名 義を息子さんに渡してしまえばいい。ではなくて、税金がかかる、その税金負担が重い、税金も払える 方、例えば5億ある方が相続税が1億掛る、キャッシュで払える方はそこで払っていただければいい。 払えれば当然税金が猶予なものですから次世代に残すことなく自分の代で完結できます。猶予なので、 そこで払えないと云う事で残しておくと、いつかは払わなくてはいけない。自分で払うべき税金を子孫 に残していく形になります。そういう方については考えていかなくてはいけません。相続税が掛るかど うか、掛るなら払えるか払えないか、払えるなら払っていただいて、払えないならこの税制が活用でき ますと云う事です。

具体的にどのような活用があるかというと、例としてオーナー経営者の方で、相続人は長男長女、不 動産が5千万、預貯金が5千万、非上場株式(自社株)が3億としますと、合計4億で相続税が1億 920 万円となり、これを普通に相続を払いますと預金が5千万ですので、相続税の1億が払えない。基本的 に言いますと相続税はお亡くなりになってから 10 ヵ月以内に現金納付が厳禁ですので、自社株の評価 があっても現金がなければ払えません。これが大本の制度の発端の要因であります。それを解消するた めに、現行の総勢猶予、一般措置ですので、特例税制ではありません。一般措置でもこれをやった場合、 同じ例で相続税は一緒で相続税額は 1 億 920 万円ですが、納税猶予税額が 3340 万、納付税額が 7580 万 円になり、前の一般措置は半分までしか猶予にならなかったので、この税制でも 7580 万円でも払えな い方がいらっしゃる、と云う事で使われる方が少なかったです。現行制度というのが一般制度なんです が、問題としましては納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の納税猶予割合は80%、 合計 50 週%で、後継者の事業承継時に多額の相続税を納税することがあります。税制の適用は 5 年で 8割の雇用を維持というのが義務付けられています。維持できない瞬間に猶予した税額を息子さんが一 気に全部払わなければいけないです。非常に恐ろしいと云う事で誰も手を上げていません。人材不足の 中、雇用条件は中小企業にとって大きな負担となります。20%というと100名いればいいですが、 5人しかいないと1人減ると2割ですので、適用条件が厳しかったりします。後継者が自主廃業や売却 を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税が課税 されるため、過大な税負担が生じます。仮にお父さんから息子へ渡すときに自社株価を謳ったとして、 息子さんがやったら環境が悪くなって自社株が1億になった場合でも、税金を払う時は5億の評価格を 基に計算した税金は猶予された分は払わなくてはいけませんので、環境が悪くなっても高い時は払わな くてはいけないというリスクがあります。税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者 へ贈与・相続される場合のみで、扱いにくかったと云うのが現行の問題点でした。それを平成30年4 月から特例とするとどうなるかというと、同じ事例でいうと、納税猶予税額が 6920 万円となりますの で、納付税額が4千万になります。そうすると預貯金が5千万ありますので、この制度を使えば税金相 続税は払うことはできます。その代り納税猶予税額はいつかは払わなくてはいけませんので、お子様か お孫さんか分かりませんが、少なくとも当代においては相続税の納税は完結する制度になっております。

特例事業承継税制のまとめとしまして、簡潔にまとめますと、円滑な世代交代を推し進めるため、10年間限定で事業承継税制を抜本拡充します。1つめとして、税制のカバー率を100%とすることで、承継時の負担をゼロにする。2つ目は雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続します。先ほど8割という目標はあるんですが、もし減った場合には、何かしら抗弁して出せば認められるというルールがありますので、絶対8割切ったら税金を納めよと云う事はなくなったというのが2つ目です。

3 つ目は後継者の将来のリスクを軽減するため、株価再計算により、売却・廃業等の減免を可能としま す。先ほどお話しましたように万が一、高い時の自社株で猶予を受けて、どうしても事業が上手くいか なくなって、廃業せざるを得ないという事態になった場合に、考慮した株価計算をして税金を収めれば いいということで、使いやすくなりました。4つ目は複数株主から複数後継者、最大3人までは渡すこ とができます。これが特例事業承継税制となります。最後にそれをやるには効果的な使い方として、自 分の会社で適用したいという方は、どうすればうまく使えるのか?と云う事ですが、先ず一つ目として、 株価対策は必須です。税金の納税猶予ですので、決算対策による株価の引き下げ、自社株の引き下げは リスクを最小化する。後に残していく税金というのは、渡すときの株価を前提に計算していきますので、 元々の株価を下げていれば、渡した後のお子さんも助かります。どうやったら株価を下げるかと言いま すと、用紙によってですが類似業種比準様式が使える会社でしたら、配当と利益と純資産が構成要因に なってきますので、渡す前の配当はなしにしましょう、渡す前の2年分の利益は極力抑えましょう、と 云う事です。純資産は加重しない限り減らないですから、やるかやらないか別にして、先ず配当と利益 は極力少なくしたうえで自社株を下げた状態で渡しましょうと云う事です。後継者以外の相続人には効 果はありませんので、相続時前の株価引き下げは必須ですが、決算対策には善損タイプの法人生保かオ ペリウスが有効かなと思われます。つすきまして、退職金支給から株価引き下げ、納税猶予が基本的な 流れですが、都道部兼の確認申請は5年以内で平成35年まで、社長交代は10年以内ですので平成39 年まです。これをやるには社長様の退任と株式の利点がセットになりますので、退任時には役員退職期 の支給を事前に準備していただいて、支給していただくと共に、それによる利益の引き下げ要因になり ますので、そこで自社株も下がる、下がったタイミングで納税猶予を使って次世代へ渡すというのが基 本的な流れになります。続いて特例事業承継税制を使うと後継者以外の遺留分を侵す可能性が高くなり ますが、自社株を後継者に生前に贈与されてしまっているので、残された財産を公平に分けると、他の 相続人は高い税率で少ない財産を相続せざるを得ない、というのは先ほどの計算にありましたように、 3 億分の税金は免除されていますが、あくまでも税金計算はそれを含めての総額で税金が掛ってきます ので、お兄さんは3億の自社株と事業用不動産5千万もらって3億5千万もらっていますが、妹は5千 万の預金はありますが、4千万の税金が掛っていますので残りは1千万しか残りません。非常に不公平 に感じます。民法では遺留分という最低の法定相続分の2分の1は必ず相続人がもらえる権利がありま す。そこには配慮した対策、事前に生前相続しておくか、その分もらえるような保険に入るという対策 が必要です。最後に事業承継税制の最新情報という事で、お半祭をいろいろ聞いている中で総括します と、確認申請は平成35年までです。実行しなければペナルティーはありませんので、例えば手だけ挙 げておいて承認を取っておきます。平成39年12月末までにやるかやらないか決めます。やらなけれ ばほっとけばいいです。その可能性がある方は、申請だけしておくことをお勧めしております。様式の 施行規制第17条第2項の確定による確認申請書を出すだけです。これを1枚書いて税理士さんなどに 出していただくだけです。出しておけば5年間は猶予がもらえますので、平成39年末までにやるかど うか決めれます。この税制の実行を検討している企業はほぼ半数位です。残りの会社は後継者が決まっ ていない、親族内承継が出来るかどうかわからないという会社になりますので、やるかどうかわからな い。自社株評価から相続税額資産の結果、相続税がかからない、もしくは少額の場合は通常の相続手続 きでの事業承継で構いません。あえてここで次世代に税金を残すとかというのもどうかと思いますので、 計算していただいて相続が掛らないというのであれば普通の相続で行くのも手だと思います。今動きが 速いのは、後継者が40代から50代で、先代が70代という会社が動きが早いです。

特例承継税制は使い方につきましては今の通りですので、まずは相談できる方、税理士さんや担当金融機関さん等に相談頂きまして、必要であればポイントを押さえていただいて手続きを進めていただければいいかと思います。ありがとうございました。

==BOX

ニコBOX委員会 藤代昇君

美谷添里恵子君 宮川支店長様ようこそ。本日は卓話よろしくお願いします。

同文 小島君、寺田澄男君、山口君、三島勲君、和田智博君、岩谷君、和田良一君、原君、寺田正実君、 三島昭君、羽土君、畑中君

藤代君 早いもので平成31年も1ヵ月が過ぎました。インフルエンザも流行しているので気を付けましょう。 十六銀行宮川支店長、今晩は卓話楽しみにしています。

麦島君 ごぶさたしておりました。長女が無事インターハイ出場が決まりました。応援頂きました皆様、ありがとうございます。 (本日 15,000 円 累計 559,500 円)

次回例会予定

2月27日 高鷲例会

2月28日 IDM (ホスト: 山田敦君)

出席報告

出席委員会 山口里美君

	会員数	出席者数	欠席者数	補正者数	出席率
第 1937 回	3 3 名	2 5 名	8名		75. 76%
第 1938 回	33名	2 2 名	11名		66. 67%